



こんなときは届出が必要です

届出は世帯主が行います。
次のようなときは、必ず14日以内に国保の窓口へ届出をしてください。

国保に加入するとき

- ・ほかの市町村から転入してきたとき
- ・職場の健康保険などを脱退したとき
- ・職場の健康保険などの被扶養者からはずれたとき
- ・子どもが生まれたとき
- ・生活保護を受けなくなったとき

国保を脱退するとき

- ・ほかの市町村に転出するとき
- ・職場の健康保険などに加入したとき
- ・職場の健康保険などの被扶養者になったとき
- ・国保被保険者が死亡したとき
- ・生活保護を受けはじめたとき

その他

- ・同じ市町村内で住所が変わったとき
- ・世帯主や氏名が変わったとき
- ・世帯が分かれたり、いっしょになったりしたとき
- ・修学のため別に住所を定めるとき
- ・保険証をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき)

加入の届出が遅れると

1. 国保税は、加入の届出をした月からではなく、加入の資格を得た月から納めるので、加入資格を得た時点までさかのぼって国保税を納めなければなりません。
2. 保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担となります。

会社を転職・退職したとき(75歳未満のかたの場合)

会社をやめたかたは次のいずれかの手続きをする必要があります。

- ケース1 再就職をしたときは、再就職先の職場の健康保険に加入する。
- ケース2 引き続き、その健康保険の任意継続に加入する。
- ケース3 家族の加入している職場の健康保険の被扶養者になる。
- ケース4 上記3つのどれにもあてはまらないかたは国保に加入します。職場の健康保険をやめてから14日以内に国保に加入の届出をしてください。

脱退の届出が遅れると

ほかの健康保険に入ったとき、国保脱退の届出をしないと、国保税とほかの健康保険の両方とも支払っていただかなくてはなりません。

※手続きには印鑑・証明書などが必要な場合があります。不明なときは町民生活課へお問い合わせください。